

中能登町

新型コロナウイルス等対策行動計画

平成26年4月

石川県中能登町

— 目 次 —

項	目	頁
I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
1	新型インフルエンザ等の特徴	2
2	対策の目的	3
3	基本的考え方	3
4	対策実施上の留意点	4
5	発生時の被害想定等	5
6	対策推進のための役割分担	7
7	町行動計画の主要6項目	9
	(1) 実施体制	9
	(2) サーベイランス・情報収集	10
	(3) 情報提供・共有	11
	(4) 予防・まん延防止	12
	(5) 医療	17
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	20
8	発生段階	20
III	各発生段階における対策	22
1	未発生期	23
	(1) 実施体制	23
	(2) サーベイランス・情報収集	23
	(3) 情報提供・共有	24
	(4) 予防・まん延防止	25
	(5) 医療	27
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	29
2	海外発生期	31
	(1) 実施体制	31
	(2) サーベイランス・情報収集	32
	(3) 情報提供・共有	32
	(4) 予防・まん延防止	33
	(5) 医療	34
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	35

3	県内未発生期		37
	(1) 実施体制		37
	(2) サーベイランス・情報収集		38
	(3) 情報提供・共有		38
	(4) 予防・まん延防止		39
	(5) 医療		41
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保		42
4	県内発生早期		45
	(1) 実施体制		45
	(2) サーベイランス・情報収集		46
	(3) 情報提供・共有		46
	(4) 予防・まん延防止		47
	(5) 医療		48
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保		50
5	県内感染期		52
	(1) 実施体制		52
	(2) サーベイランス・情報収集		53
	(3) 情報提供・共有		53
	(4) 予防・まん延防止		54
	(5) 医療		56
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保		57
6	小康期		60
	(1) 実施体制		60
	(2) サーベイランス・情報収集		60
	(3) 情報提供・共有		61
	(4) 予防・まん延防止		61
	(5) 医療		62
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保		62
	(別添)		67
	国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策		
	(参考資料) 用語解説		73

I はじめに

1 背景及び趣旨

新型コロナウイルスは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型コロナウイルスと同等に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。このため、病原性が高い新型コロナウイルスや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型コロナウイルス等の発生時における措置及び新型コロナウイルス等緊急事態措置等の特別の措置等を定めた、新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成24年（2012年）5月に制定、平成25年（2013年）4月に施行された。

本行動計画は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型コロナウイルス等の発生に備え、中能登町の態勢を整備するため、中能登町新型コロナウイルス等行動計画（以下「町行動計画」という。）を定めるものである。

2 中能登町の新型コロナウイルス等対策行動計画の作成

(1) 国、県では、平成17年(2005年)に「新型コロナウイルス等対策行動計画」を策定以来、数次の改定を行ってきた。

本町においては、新型コロナウイルスに係る対策について、国や県の行動計画との整合性を保ちながら、新たな感染症の脅威から町民の健康を守り、安心安全を確保するため、平成21年(2009年)9月に本町独自の「中能登町新型コロナウイルス等対策行動計画」を策定した。

(2) 平成21年（2009年）4月に「新型インフルエンザ（A/H1N1）」（現：インフルエンザ（H1N1）2009）がメキシコで確認され、世界的に大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推定されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

- (3) このインフルエンザ (H1N1) 2009の教訓を踏まえ、政府は対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年 (2012年) 5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。
- (4) 中能登町は、特措法第8条の規定に基づき、感染症に関する専門的な知識を有する者その他学識経験者の意見等を聴き、新たに「町行動計画」を作成した。
- (5) 町行動計画は国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下「政府行動計画」「県行動計画」という。) に基づき作成しており、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示した。
- (6) 本行動計画の対象とする感染症 (以下「新型インフルエンザ等」という。) は、以下のとおりである。
 - ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 (以下「新型インフルエンザ」という。)
 - ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
- (7) 本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要があるため、適時適切に変更を行うものとする。
- (8) 鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本行動計画の参考として別添「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示した。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

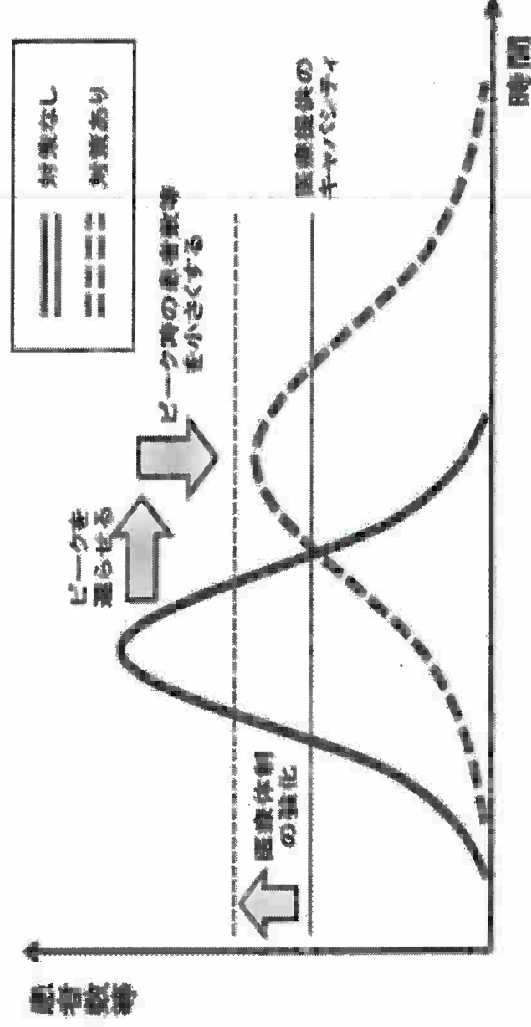
- (1) 発生の予測や阻止が困難であること
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。
 - ・ また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
 - ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられる。
- (2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること
 - ・ 長期的には、多くの町民がり患する。
 - ・ 患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。

- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。
- ・本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の受入能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようになる。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



3 基本的な考え方

- (1) 柔軟な対応をすること
 - ・ 新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応

していく必要がある。

- ・病原性の高い新型コロナウイルス等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- ・実際に新型コロナウイルス等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生した地域の特性、その他の状況を踏まえ、政府が基本的対処方針を示すこととしており、県は、示された方針に基づき実施すべき対策を選択し決定し、町としては、国及び県が決定した対策の内容に基づき、町が実施すべき対策を決定する。
- ・事態によっては、町は国及び県と協議の上、本町の実情等に応じて、柔軟に対応を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

(2) 社会全体で感染拡大防止策に取り組むこと

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の感染対策を行うことが必要である。
- ・全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討することが重要である。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

(3) 町民一人ひとりが感染拡大防止策を行うこと

- ・事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食料品・生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS(重症急性呼吸器症候群)のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4 対策実施上の留意点

- (1) 国・県等と連携し、協力すること
 - ・国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型コロナウイルス等発生に備え、発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画に基づき、新型コロナウイルス等の対策を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期す。
- (2) 基本的人権を尊重すること

- ・新型コロナウイルス等対策の実施に当たっては、基本的人權を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・制限を加える際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての措置であること

- ・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができよう制度設計されている。しかし、新型コロナウイルスや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型コロナウイルス等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといったものではないことに留意する。

(4) 関係機関が相互に連携し、協力すること

- ・中能登町新型コロナウイルス等対策本部は、政府及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する。
- ・対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録を作成・保存すること

- ・「中能登町新型コロナウイルス等対策本部」（以下「町対策本部」という。）における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 発生時の被害想定等

(1) 被害想定の方

- ・新型コロナウイルスは、発熱、せきなどの初期症状があると推測される。
- ・新型コロナウイルスは、飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される。
- ・鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型コロナウイルスの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- ・国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型コロナウイルスが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。
- ・新型コロナウイルスの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型コロナウイルスインフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、

社会環境など多くの要素に左右される。

- ・病原性については高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

(2) 感染規模の想定

- ・本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画、県行動計画を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように推計した。

	全 国	石川県	中能登町
患者（人口の25%）	約3,200万人	約29万人	約4,500人
医療機関の受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人	約12万人～ 約23万人	約1,800人～ 約3,600人
中等度			
入院患者数	約53万人	約4,900人	約72人
1日あたり最大入院患者数	約10.1万人	約940人	約14人
死亡者数	約17万人	約1,600人	約23人
重度			
入院患者数	約200万人	約19,000人	約288人
1日あたり最大入院患者数	約39.9万人	約3,650人	約54人
死亡者数	約64万人	約5,900人	約90人

※入院患者数及び死亡者数は、医療機関受診患者数の上限である約3,600人を基に、過去に世界で大流行したアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合を致命率0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合を致命率2.0%として推計した。

※全人口の25%が患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は、約14人、重度の場合は54人と推計した。

※これらの推計に当たっては、新型コロナウイルスや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

※被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型コロナウイルスと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされているところである。そのため、新

型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(3) 社会への影響について

新型コロナウイルス等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画を踏まえ以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割について

- ・ 新型コロナウイルス等が発生したときは、自ら新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・ WHO(世界保健機関) その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型コロナウイルス等の発生前は、「新型コロナウイルス等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する。「新型コロナウイルス及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型コロナウイルス等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験

者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- ・ 県は、特措法及び感染症に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、新型コロナウイルス等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
 - ・ また県は、新型コロナウイルス等の発生前から、「石川県新型コロナウイルス等対策警戒本部」（以下「県警戒本部」という。）の枠組を通じ、全庁的な取組を総合的に推進する。
 - ・ 各部署は、県行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス等が発生した場合の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ## (3) 町の役割
- ・ 町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型コロナウイルス等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
 - ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型コロナウイルス等の発生前から、新型コロナウイルス等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
 - ・ 新型コロナウイルス等の発生前から、新型コロナウイルス等の発生時における新型コロナウイルス等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備に協力する。
 - ・ 新型コロナウイルス等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と相互に連携して、新型コロナウイルス等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。
- ## (5) 指定（地方）公共機関の役割
- ・ 新型コロナウイルス等が発生したときは、特措法に基づき、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、新型コロナウイルス等の発生時において、医療の提供の業

務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

- ・ 新型コロナウイルス等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・ 新型コロナウイルス等の発生時においても、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・ 新型コロナウイルス等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型コロナウイルス等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

- ・ 新型コロナウイルス等の発生前から、新型コロナウイルス等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・ 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 町行動計画の主要6項目

- ・ 本行動計画は、新型コロナウイルス等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと、及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の6項目に分けて立案している。
- ・ 各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

ア 考え方

- ・ 全町的な危機管理の問題として取り組む。

- ・国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。
- イ 全庁的・全町的な取組
- ・新型コロナウイルス等の発生段階に応じて各担当部局が対策を準備、実施する。
- ウ 新型コロナウイルス等対策本部の事務局が、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、一体となった取組を推進する。
- ウ 中能登町新型コロナウイルス等対策本部
- ・政府により新型コロナウイルス等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合には、町対策本部を速やかに設置し、政府の基本対処方針に基づき必要な措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス等対策の総合的な推進を図る。

【構成】

- ・ 本部長 : 町長
- ・ 副本部長 : 副町長
- ・ 本部長 : 教育長、各課長等
- ・ 本部連絡員 : 各課長補佐等（本部と各課との連絡・調整を担当）
- ・ 事務局 : 総務課、保健環境課

(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

- ・ 新型コロナウイルス対策を適時適切に実施するためには、新型コロナウイルスエンザ等に関する様々な情報を、県内外から系統的に収集・分析し判断するとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 新感染症が発生した場合は、国、県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。
- イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階
- ・ 県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。
- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ウ 県内の患者数が増加し、新型コロナウイルス等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。
- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 情報の活用

- ・サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、医療体制等の確保に活用する。
- ・地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

- ・県では、これらの動物の間での発生の動向を把握する。
- ・町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む。

イ 情報提供手段の確保

- ・町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。
- ・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生について児童、

生徒等に丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのような判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。
- ・誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ・媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。
- ・新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

② 町民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や町の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

- ・提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。
- ・提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。
- ・コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめる。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行う。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型コロナウイルス等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止策

① 個人における対策

- ・ 県内における発生の初期の段階から、新型コロナウイルス等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。
- ・ 町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。
- ・ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。
- ・ 県では、緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。町は県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

② 地域・職場における対策

- ・ 県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ・ 県では、緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

③ その他

- ・ 海外で発生した際、国や県が行う検査等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

ウ 予防接種

1) ワクチン

- ・ ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型コロナウイルス等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- ・ 新型コロナウイルス対策におけるワクチンについては、製造の元となるウ

イルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

- ・新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型コロナウイルスに限って記載する。

ii) 特定接種

① 特定接種とは

- ・特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があることを認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

② 対象となり得る者

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員

- ・新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員

③ 対象となり得る者の基準

- ・住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬ。

- ・「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型コロナウイルス等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同様の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

- ・指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

- ・この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務に

ついて」による。

④基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型コロナウイルス等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする事業者(介護福祉事業者を含む。)
- ・それ以外の事業者

⑤柔軟な対応

- ・発生した新型コロナウイルス等の病原性などの特性やその際の社会状況等を総合的に政府対策本部より判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

⑥接種体制

a 実施主体

(a) 国によるもの

- ・登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員

(b) 県

- ・新型コロナウイルス等対策の実施に携わる県職員

(c) 町

- ・新型コロナウイルス等対策の実施に携わる町職員

b 接種方法

- ・原則として集団的接種。
- ・未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

iii) 住民接種

① 種類

a 臨時の予防接種

- ・緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

② 接種対象者

- ・以下の4つの群に分類するが、新型コロナウイルス等の病原性等の情報

を踏まえて柔軟に対応する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

- ・新型コロナウイルスによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。
- a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - (c) 小児に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・ 医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
 - (a) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・ 成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - (b) 高齢者に重症者が多いタイプの新型コロナウイルスの場合
 - ・ 高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

④接種体制

- ・ 中能登町が実施主体となる。
- ・ 原則として、集団接種とする。

iv) 留意点

「特定接種」と「住民接種」は、発生した新型コロナウイルス等の病原性などの特性及びその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部の決定を受けて実施する。

v) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

ア 県の対策への協力

- ・ 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

医療に関する県の対策

●医療の目的

- ・ 健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小

限にとどめる。

●医療体制整備の考え方

- ・新型コロナウイルス等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。
- ・新型コロナウイルス等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や情報収集などについて十分に検討する。

●発生前における医療体制の整備

- ・県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健福祉センター及び金沢市保健所（以下「保健福祉センター」という。）を中心として、県医師会・郡市医師会、県薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議を設置する。
- ・あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

●発生時における医療体制の維持・確保

○感染症指定医療機関等

- ・新型コロナウイルス等の県内での発生早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型コロナウイルス等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・新型コロナウイルス等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型コロナウイルス等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

○「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療

- ・新型コロナウイルス等に感染している可能性がより高い、発生病からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型コロナウイルス等が拡がる前の段階までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

○帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

- ・新型コロナウイルス等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型コロナウイルス等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工

夫等を行い、院内での感染防止に努める。

- ・医療従事者はマスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチクの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を行う。

○「帰国者・接触者相談センター」の設置

- ・「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療提供体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

○一般の医療機関

- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者がみられるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、インフルエンザの診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅医療に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

●医療関係者に対する要請・指示・補償

- ・新型コロナウイルス等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。
- ・国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。
- ・医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

●抗インフルエンザウイルス薬等

- ・国備蓄分も併せて県民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
- ・インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

イ 在宅療養患者への支援

- ・町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・ 新型コロナウイルスは、多くの町民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、町民民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・ 新型コロナウイルス等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者とできるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、国・県等と連携して働きかける。

8 発生段階

- (1) 新型コロナウイルス対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なること。
- (2) 発生段階の分類は、県が設定した発生段階に従うこととし、あらかじめ各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくこと。
 - ・ 各発生段階は、新型コロナウイルス等が発生していない「未発生期」、「海外発生期」、国内では発生が始まったが、県内では発生していない「県内未発生期」、県内での発生が始まった「県内発生早期」、県内での流行が始まった「県内感染期」、県内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する（政府行動計画では、5つに分類している）。
 - ・ 国内の発生状況は、WHO（世界保健機構）のフェーズの引き上げ引き下げ等の情報を参考にしながら海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。
 - ・ 県内発生早期及び県内感染期への移行は、県が判断する。
 - ・ 各発生段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
 - ・ 対策の内容は発生段階の他に、緊急事態宣言がされているかどうかによっても変化する。

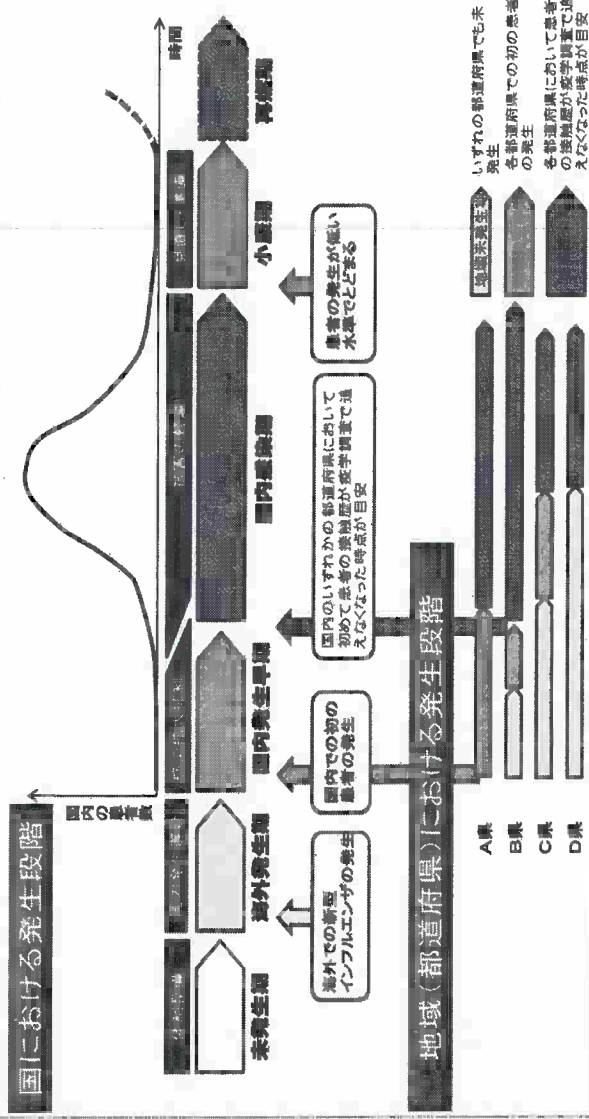
＜町行動計画の発生段階と県・国における発生段階の対応表＞

流行状態	発生段階	
	町・県 行動計画	国行動計画
新型コロナウイルス等が発生していない状態	未発生期	
海外で新型コロナウイルス等が発生した状態	海外発生期	
いずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、石川県内では発生していない状態	県内未発生期	国内発生早期
石川県内で新型コロナウイルス等の患者は発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	
石川県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	

＜参考＞

＜国及び地域（都道府県）における発生段階

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



出典（新型コロナウイルス等対策政府行動計画）

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、政府が作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

<p>未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等が発生していない状態。 ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 <p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国、県等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。 <p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型コロナウイルス等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型コロナウイルス等が発生した場合の対応等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
--

(1) 実施体制

(1)-1 町行動計画等の作成

町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型コロナウイルス等の発生に備えた行動計画又は業務継続計画を作成し、必要に応じて見直す。(保健環境課、関係課)

(1)-2 体制の整備及び国・県との連携強化

- ① 町は、県、指定(地方)公共機関等と、相互に連携し、新型コロナウイルス等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
(保健環境課、関係課)
- ② 町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を要請する。
(保健環境課、関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

町は、国、県等を通じて、新型コロナウイルス等の対策等に関する県内外の情報を収集する。(保健環境課)

(2)-2 通常のサーベイランス

県及び保健所設置市である金沢市（以下「県等」という。）は、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

- ・県等は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（48ヶ所の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全県的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の5ヶ所の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を検査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ・県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ・県等は、鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 町は、新型コロナウイルス等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（保健環境課、関係課）
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（保健環境課、関係課）

(3)-2 体制整備等

- 町は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。
- ① 新型コロナウイルス等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の

媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（保健環境課、関係課）

② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。（保健環境課、関係課）

③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。（保健環境課、関係課）

④ 町は、地域における対策の現場となる市町や関係機関等とメールや電話を活用して、また可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。（保健環境課、関係課）

⑤ 町は、新型コロナウイルス等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。（保健環境課、関係課）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

① 町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健環境課、関係課）

② 町は、緊急事態宣言がされている場合における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（保健環境課、関係課）

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

・町は、新型コロナウイルス等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（保健環境課、関係課）

・町は、緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（保健環境課、関係課）

(4)-1-3 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課）

(4)-1-4 水際対策

県は、国による検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、市町等その他関係機関の連携を強化する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

県は、必要に応じて県内の関係機関と協議のうえ、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。（保健環境課）

(4)-2-2 基準に該当する事業者の登録

① 県では、国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知に協力する。（保健環境課、関係課）

② 町は、国が行う事業者の登録申請の受付け、基準に該当する事業者の登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

① 町は、特定接種となりうる職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。（保健環境課、関係課）

② 町は、国が県内の登録事業所に対して行う接種体制の構築要請に協力する。（保健環境課、関係課）

(4)-2-3-2 住民接種

① 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるとするための体制の構築を図る。（保健環境課、関係課）

- ② 町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。（保健環境課、関係課）
- ③ 町は、速やかに接種することができるよう、国が示すモデル等を参考に医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進める。（保健環境課、関係課）

(4)-2-4 情報提供

県では、新型コロナウイルス等対策におけるワケチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。（保健環境課、関係課）

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

地域医療体制の整備に関する県の対策

- ・ 県は、金沢市と調整し、二次医療圏等の圏域毎に、保健福祉センター等を中心として、地域医師会、県薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる地域連携会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を進める。
- ・ 県は、帰国者・接触者外来を行う医療機関等の準備や、入院措置を行うための感染症指定医療機関等（感染症指定医療機関及び結核病床を有する医療機関等）での入院患者の受入準備を進める。
- ・ 県等は、一般の医療機関においても、新型コロナウイルス等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。（保健環境課）

県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策

- ・ 全ての医療機関において、国等が示すマニュアルを参考に、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画を作成すること。
- ・ 感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備すること。
- ・ 入院治療が必要な新型コロナウイルス患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握すること。
- ・ 入院治療が必要な新型コロナウイルス患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討すること。
- ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討すること。
- ・ 保健所設置市である金沢市の協力を得ながら、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- ・ 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めること。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行うこと。

(5)-3 手引き等の策定、研修等

① 県では、国が策定する新型コロナウイルス等の診断、トリージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課）

② 県では、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課）

(5)-4 医療資器材の整備

県は、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材（個人防護具、人

工呼吸器等)や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課)

(5)-5 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 業務計画等の策定

県では、指定(地方)公共機関に対して、新型コロナウイルス等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-2 物資供給の要請等

県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売・運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-3 新型コロナウイルス等発生時の要援護者への生活支援

町は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを検討する。(住民福祉課、関係課)

(6)-4 火葬能力等の把握

県では、市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(住民福祉課、関係課)

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

町は、新型コロナウイルス等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。（保健環境課、関係課）

海外発生期

- ・海外で新型コロナウイルス等が発生した状態。
- ・国内では新型コロナウイルス等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生源・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的：

- 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型コロナウイルス等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 国、県との連携の下で、海外での発生状況、新型コロナウイルス等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。

(1) 実施体制**(1)-1 体制強化等**

- ① 町は、海外において新型コロナウイルス等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、町対策本部事務局が県及び関係機関等からの情報収集に努め、必要により本部連絡員会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、国及び県が対策本部を設置した場合には、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、町行動計画に基づく事前準備をする。(保健環境課、関係課)
- ③ 町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。(保健環境課、関係課)
- ④ 町は海外において発生した新型コロナウイルス等について、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。(保健環境課、関係課)

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課）

サーベイランス、情報収集に関する県の対策**●情報収集**

- ・ 病原体に関する情報
 - ・ 疫学情報（症状、症例定義、致死率等）
 - ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）
- 県内サーベイランスの強化等
- ・ 県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
 - ・ 県は、国の指示により、県内における新型コロナウイルス等の患者を早期に発見し、新型コロナウイルス等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型コロナウイルス等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
 - 県は、国の指示により、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
 - 引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（保健環境課、関係課）
- ② 町は、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。（保健環境課、関係課）

(3)-2 情報共有

町は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方方向の情報共有を行う。(保健環境課、関係課)

(3)-3 相談窓口の設置

- ① 町は、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。(保健環境課)
- ② 町は、相談窓口等を設け、新型コロナウイルス等の疾患のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備する。(保健環境課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 感染症危険情報の発出等

- ① 町は、国から発出される感染症危険情報を基に、関係機関と協力して、海外への渡航者等に対し、新型コロナウイルス等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(保健環境課)
- ② 町は、国が事業者に対して行う発出国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、県、関係団体等と連携して広く周知する。(保健環境課、関係課)

(4)-2 水際対策

県等では国と連携し、新型コロナウイルス等の発出国からの入国者等、病理性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康監視等の対応をとる。町は県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 ワクチンの供給

県では、政府対策本部が定める基本的対処方針及び要請に基づき、ワクチンが円滑に供給される体制を構築する。町は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健環境課)

(4)-3-2 接種体制

(4)-3-2-1 特定接種

町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

町は、県や国等と連携して、国の基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健環境課、関係課)

(4)-3-2-2 住民接種

町は、県、国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。(保健環境課、関係課)

(4)-3-3 情報提供

町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供に協力する。(保健環境課、関係課)

(5) 医療

県では、医療に対して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

医療に関する県の対策

- 新型コロナウイルス等の症例定義
 - ・ 県は、国が定める新型コロナウイルス等の症例定義について、随時、関係機関に周知する。
- 医療体制の整備
 - ・ 県は、国の要請を受け、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものについて、新型コロナウイルス等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来の設置を整備する。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型コロナウイルス等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ、新型コロナウイルス等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄保健福祉センター等に連絡するよう要請する。

・新型コロナウイルス等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境センターにおいて、亜型等の検査を行い、確認は国立感染症研究所で行う。

●帰国者・接触者相談センターの設置

- ① 県は、国の要請を受け、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

●医療機関等への情報提供

県は、国からの新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●検査体制の整備

保健環境センターにおいて、国立感染症研究所からの技術的支援の下、新型コロナウイルスエンザ等に対する PCR 等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。

●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県等や医療機関は、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。
- ② 県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県では、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-2 遺体の火葬・安置

町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起った場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準

備を行う。(住民福祉課、関係課)

<p>県内未発生期 ・国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、本県では発生していない状態。</p>
<p>目的： 1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方： 1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づいて、必要な対策を行う。 3) 県内未発生であっても、政府対策本部が行う緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染対策等を行う。</p>

(1) 実施体制

- ① 町は、国内において新型コロナウイルス等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、町対策本部事務局が県及び関係機関等からの情報収集に努め、必要により本部連絡員会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ町対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。(保健環境課、関係課)

<p>(1)-1 緊急事態宣言の措置 (1)-1-1 緊急事態宣言 町は、国が新型コロナウイルス等の状況により、石川県の区域に緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。 (1)-1-2 市町対策本部の設置 町は、緊急事態宣言がなされた場合、町新型コロナウイルス等対策本部を速やかに設置する。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課)

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

- ・県は、海外や国内での新型コロナウイルス等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。
- サーベイランス
 - ・県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
 - ・県は、引き続き、新型コロナウイルス等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細な情報を複数の媒体・機関を活用し、分かりやすくできる限りリアルタイムで情報提供する。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、県等と連携して、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課)
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
(保健環境課、関係課)

(3)-2 情報共有

町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(保健環境課、関係課)

(3)-3 相談窓口の体制充実・強化

町は、国の配布する状況の変化に応じたQ&Aの改定版を踏まえ、相談窓口等の体制を充実・強化を図る。(保健環境課、関係課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内でのまん延防止策

① 町は、県等と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(保健環境課、関係課)

② 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員への健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健環境課、関係課)

③ 町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を検討し、又は学校の設置者に検討を要請する。(住民福祉課、教育文化課)

④ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(保健環境課、関係課)

⑤ 町は、県等と連絡し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。(住民福祉課、関係課)

(4)-2 水際対策

県は、国と連携し、国の検査強化に伴う、渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起を継続する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

(4)-3 予防接種

県は、国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンを速やかに供給

する準備を行うとともに、特定接種を進める。町は県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健環境課)

(4)-3-1 特定接種

町は、県や国等と連携して、国の基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健環境課、関係課)

(4)-3-2 住民接種

① 町は、県等と連携し、接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型コロナウイルス等に関する情報を踏まえ、パンデミックワクチンが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(保健環境課)

② 町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。(保健環境課、関係課)

③ 町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター等の公的施設を活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健環境課、関係課)

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

① 外出自粛の要請等

県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみに外出不いことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。(健康福祉部、関係部局)

② 施設の使用制限の要請等

県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。(健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局)

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康福祉部、教育委

員会、総務部、関係部局)

県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（健康福祉部、関係部局）

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉部、関係部局）

③ 住民接種

市町は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

県では、医療に対して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

医療に関する県の対策

- 新型コロナウイルス等の症例定義
 - ・ 県は、引き続き、国が示す新型コロナウイルス等の症例定義について、随時、関係機関に周知する。
- 医療体制の整備
 - ・ 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続するとともに、充実・強化を行う。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定

義を踏まえ、新型コロナウイルス等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに管轄保健福祉センター等に連絡するよう要請する。

- ・新型コロナウイルス等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境センターにおいて、亜型等の検査を行い、確認は国立感染症研究所で行う。
- ・患者数の増大等により必要性が生じた場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるよう、関係機関と調整を進める。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、引き続き、国からの新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内発生早期、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

●医療機関・薬局における警戒活動

- ・県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置（県行動計画）

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（関係課）

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

- ① 町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たったでの消費者としての適切な行動を呼びかける。（関係課）
- ② 県は、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよ

う、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-3 遺体の火葬・安置

町は、県等からの要請を受けて、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超え
る事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保がで
きるよう準備を行う。(住民福祉課、関係課)

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

① 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施
するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県
民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国
の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係
部局)

② 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画
で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフ
ルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要
な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定(地
方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒そ
の他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に
供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところ
により、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅
客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めると
ころにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事
態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれ
その業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施

等、新型コロナウイルス感染症等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービスの提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービスの提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

⑤ 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係部局)

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉部、関係部局)
 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(健康福祉部、関係部局)

⑥ 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

⑦ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警本部)

県内発生早期

・県内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型コロナウイルス等の状況等により、緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型コロナウイルス等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) 住民接種を早期に開始できるような準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ① 町は、県内において新型コロナウイルス等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに本部連絡員会議を開催し、今後の対応を確認・決定する。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ町対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。(保健環境課、関係課)

(1)-1 緊急事態宣言の措置

町は、国が新型コロナウイルス等の状況により、石川県に緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(1)-1-1 緊急事態宣言

県内未発生期の記載を参照

(1)-1-2 市町対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、住民福祉課、教化課、関係課)

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

- ・ 県は、海外や国内での新型コロナウイルス等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。

●サーベイランス

- ・ 県等は、引き続き、新型コロナウイルス等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・ 県等は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、関係機関に対し発生状況を迅速に情報提供するとともに、国と連携して、必要な対策を実施する。

●調査研究

- ・ 県は、国と連携し、発生した県内患者について、初期の段階には、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、県等と連携して、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、

新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課）

- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（保健環境課）

(3)-2 情報共有

町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（保健環境課、関係課）

(3)-3 相談窓口の体制充実・強化

町は、国の配布する状況の変化に応じたQ & Aの改定版を踏まえ、相談窓口等の体制を充実・強化を図る。（保健環境課、関係課）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内でのまん延防止策

- ① 町は、県等と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。（保健環境課、関係課）
- ② 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（保健環境課、関係課）
- ③ 町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を検討し、又は学校の設置者に検討を要請する。（住民福祉課、教育文化課）
- ④ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（保健環境課、関係課）
- ⑤ 町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（住民福祉

課、関係課)

(4)-2 水際対策

県は、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

(4)-3 予防接種

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(保健環境課)

(4)-3-1 特定接種

町は、引き続き、特定接種を進める。(保健環境課、関係課)

(4)-3-2 住民接種

① 町は、県等と連携し、接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえ、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(保健環境課、関係課)

② 町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター等の公的施設を活用、医療機関に委託等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健環境課、関係課)

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

① 外出自粛の要請等

県内未発生の記載を参照

② 施設の使用制限の要請等

県内未発生の記載を参照

③ 住民接種

県内未発生の記載を参照

(5) 医療

県では、医療に対して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携して、これ

らの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

医療に関する県の対策

●医療体制の整備

- ・県は、国の要請を受けて、発生病からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、引き続き継続する。

- ・県は、患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を踏まえた国の要請を受けて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

●患者への対応

- ・県等は、国と連携し、新型コロナウイルス等と診断された者に対して、原則として感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

- ・県等は国と連携し、必要と判断した場合には、保健環境センターにおいて、新型コロナウイルス等のPCR検査等を行う。全ての新型コロナウイルス等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

- ・県等は国と連携し、医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

●医療機関等への情報提供

- ・県は、国の要請を受けて、引き続き、国からの新型コロナウイルスの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ・県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

● 医療機関・薬局における警戒活動

- ・ 県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

- ① 医療等の確保
県内未発生期の記載を参照

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、引き続き、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

- ① 町は、引き続き、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(関係課)
- ② 県は、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

(6)-3 遺体の火葬・安置

町は、県等の要請を受けて、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民福祉課、関係課)

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

- ① 事業者の対応等
県内未発生期の記載を参照
- ② 電気及びガス並びに水の安定供給
県内未発生期の記載を参照
- ③ 運送・通信・郵便の確保

県内未発生期の記載を参照

④ サービス水準に係る国民への呼びかけ

県内未発生期の記載を参照

⑤ 緊急物資の運送等

県内未発生期の記載を参照

⑥ 犯罪の予防・取締り

県内未発生期の記載を参照

県内感染期

- ・県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなつた状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活・町民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整つた場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

県対策本部は、国の国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針の公示を踏まえ、県として、今後の対応を確認・決定する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。(保健環境課、関係課)

(1)-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策

を行う。

① 町対策本部の設置

県内未発生期の記載を参照

② 緊急事態措置の代行等

町は新型コロナウイルス等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課)

サーベイランス、情報収集に関する県の対策

●情報収集

- ・ 県は、海外や国内での新型コロナウイルス等の発生状況、対応について、引き続き国等を通じて必要な情報を収集する。

●サーベイランス

- ・ 県等は、全国での患者数が数百人程度に増加するまでは、引き続き、新型コロナウイルス等患者の全数把握、学校等における集団発生の把握の強化を実施する。
- ・ 県等は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型コロナウイルス等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。
- ・ 県等は、引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、関係機関に対し発生状況を迅速に情報提供するとともに、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、県等と連携して、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(保健環境課、住民福祉課、教育文化課、関係課)
- ③ 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報が必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(保健環境課)

(3)-2 情報共有

町は、国や市町、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行や対策の状況を的確に把握する。(保健環境課、関係課)

(3)-3 相談窓口の継続

町は県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を継続する。(保健環境課、関係課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内でのまん延防止策

- ① 町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。(保健環境課、関係課)
- ② 町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、職場における当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健環境課、関係課)
- ③ 町は、県等と連携しウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(住民福祉課、教育文化課)
- ④ 町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行

の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(保健環境課、関係課)

⑤町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(住民福祉課、関係課)

(4)-2 水際対策

県は、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。町は県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(保健環境課、関係課)

(4)-3 予防接種

① 町は、県内発生早期の対策を継続し、政府の基本的対処方針等を踏まえて、特定接種を進める。(保健環境課)

② 町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健環境課、関係課)

③ 町は、緊急事態宣言がされている場合には、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

① 新型コロナウイルス等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、政府の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。(健康福祉部、関係部局)

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型コロナウイルス等がまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。(健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局)

- ・ 県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局)

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場

を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型コロナウイルスエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があるとき限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。（健康福祉部、関係部局）

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。（健康福祉部、関係部局）

② 市町は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

県では、医療に対して次のとおり対策を行う。町は県等と連携して、これらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）

医療に関する県の対策

- 患者への対応等
 - ・ 県は、国の要請を受けて、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び、感染症法に基づき患者の入院措置を中止し、新型コロナウイルスエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型コロナウイルスエンザ等の患者の診療を行う。
 - ・ 県は、国の要請を受けて、入院治療は重症者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
 - ・ 県は、国の要請を受けて医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型コロナウイルスエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
 - ・ 県は、国の要請を受けて、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型コロナウイルスエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
- 医療機関等への情報提供

- ・ 県は、国の要請を受けて、引き続き、国からの新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用
 - ・ 県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国備蓄分の配分を要請する。
- 医療機関・薬局における警戒活動
 - ・ 県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置（県行動計画）

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 臨時の医療施設等

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型コロナウイルス等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（健康福祉部）

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、国からの要請を受けて、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（関係課）

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

① 町は、県等と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっ

ての消費者としての適切な行動を呼びかける。(関係課)

- ② 県は、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(関係課)

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

○業務の継続等

- ① 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国の当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係部局)
- ② 県は、各事業者における事業継続の状況や新型コロナウイルス等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係部局)

○電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

○運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照

○サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

○緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

○物資の売渡しの要請等

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型コロナウイルス等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。(関係部局)
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係部局)

○生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県及び市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。(関係部局)
- ② 県及び市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- ③ 県及び市町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(関係部局)

○新型インフルエンザ等発生時の要保護者への生活支援

国の要請を受けて、市町は、在宅の高齢者、障害者等の要保護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

○犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照

○遺体の火葬・安置

- ① 県は、国の要請を受け、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(健康福祉部)
- ② 県は、国の要請を受け、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(健康福祉部)
- ③ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)

<p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制

県対策本部は、国の小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針が公示された場合に、県民にこれを周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

(1)-1 緊急事態解除宣言

町は、国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。（保健環境課、関係課）

(1)-2 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画、マニュアル等の見直しを踏まえ、町行動計画等の必要な見直し等を行う。（保健環境課、関係課）

(1)-3 対策本部の廃止

町は、緊急事態解除宣言が出されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

町は、海外や国内での新型コロナウイルス等の発生状況や対応について、国等を通じて必要な情報を収集する。（保健環境課、関係課）

(2)-2 サーベイランス

- ① 県は、通常のサーベイランスを継続する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課、関係課）
- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型コロナウイルス等の集団発生の把握を強化する。町は県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（教育文化課、住民福祉課、保健環境課、関係課）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 町は、県等と連携して、町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（保健環境課）
- ② 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（保健環境課、関係課）

(3)-2 情報共有

町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（保健環境課、関係課）

(3)-2 相談窓口の体制の縮小

町は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。（保健環境課、関係課）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じ、町は、県等と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。（保健環境課）

(5) 医療

県では、医療に関して次のおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（保健環境課）

医療に関する県の対策

●医療体制

県等は、国と連携し、新型コロナウイルス発生前の通常の医療体制に戻す。

●抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 県は、国内外で得られた新型コロナウイルス等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた国の作成する治療指針を医療機関等に周知する。
- ・ 県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置（県行動計画）

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 町民・事業者への呼びかけ

- ①町は、県等と連携し、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。（関係課）
- ②県は、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（関係課）

緊急事態宣言がされている場合の措置（県行動計画）

○業務の再開

① 県は、国による業務再開の周知を受け、県内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（健康福祉部、関係部局）

② 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。（関係部局）

○新型コロナウイルス等緊急事態措置の縮小・中止等

県、市町及び指定（地方）公共機関は、国と連携し、国内・県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型コロナウイルス等緊急事態措置を縮小・中止する。（健康福祉部、関係部局）

添

別

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（県行動計画 抜粋）

・県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

（1）実施体制

(1)-1 県の体制強化

県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係部局対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

（2）サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する県内外の情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。（健康福祉部、農林水産部）
国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
地方自治体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県等は、県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉部）

（3）情報提供・共有

(3)-1 県等は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認

められた場合、国や発生した市町と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(3)-2 県等は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に積極的な情報提供を行う。(健康福祉部、農林水産部、環境部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。(総務部、健康福祉部、教育委員会、関係部局)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-2-1 疫学調査、感染対策

① 県等は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請。(健康福祉部)

② 県等は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(健康福祉部)

(4)-2-2 家きん等への防疫対策

① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場等の段階での衛生管理等を徹底する。(関係部局)

② 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、国と連携して、石川県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアルに基づき、以下の対策を実施する。

- ・ 国の支援を受け、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行う。(農林水産部)
- ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が

困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し自衛隊の部隊等による支援を要請する。(農林水産部、危機管理監室)

- ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(県警本部)

(5) 医療

(5)-1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県等は、国の助言を踏まえ、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、医療機関に対し適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ② 県等は、国から提供される検査方法に関する情報等により、保健環境センターにおいて亜型検査を実施するとともに、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。(健康福祉部)
- ③ 県等は、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずる。(健康福祉部)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、保健福祉センター等に情報提供するよう医療機関等に周知する。(健康福祉部)
- ・ 県等は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。(健康福祉部)

参 考 资 料

【用語解説】

※アIEWエオ順

- インフルエンザウイルス
インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)
- 家きん
鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。
なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
- 感染症指定医療機関
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。
 - * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
 - * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
 - * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。
- 帰国者・接触者外来
新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。
都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接

触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 个人防护具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的大流行の発生を急速に抑制し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとして認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率的に伝染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認された世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

- 致命率 (Case Fatality Rate)
流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
- トリアージ
災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
- 鳥インフルエンザ
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染する場合は、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合同様に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
- 濃厚接触者
新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
- パンデミック
感染症の世界的大流行。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
- パンデミックワクチン
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
- 病原性
新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛

機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンドミックスワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。—

中能登町保健環境課

〒929-1704 中能登町末坂2部57番地1

(保健センターすくすく内)

TEL 0767-74-0797 FAX 0767-74-0223